

精華中学校部活動育成会会則

第1章 名称・事務所

第1条 本会は精華中学校部活動育成会と称する。
事務所は精華中学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は精華中学校部活動を通して生徒の健全な育成を推進・支援することを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は第2条の目的達成のために、次の事業を行う。
1. 精華中学校部活動育成会の運営及び部活動奨励に関すること
2. 精華中学校部活動の連絡・調整に関すること
3. その他本会の目的達成に必要な事項

第4章 会員

第4条 本会の会員は精華中学校部活動に属する生徒の保護者とする。
第5条 本会の会員は本会則を遵守する義務を負う。

第5章 役員

第6条 本会には次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、書記3名、顧問若干名、
但し、書記1名は、学校職員からの選出とする。

第7条 役員の仕事
1. 会長は本会を代表し、役員会、運営委員会、総会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任を代行する。
3. 書記は事務を処理し、記録を管理する。

第8条 会長の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。
その他の役員の任期は9月1日より翌年8月31日までの1年間とする。

第9条 役員を選出
1. 会長はPTA本部役員会において選出し、総会で報告する。
2. 副会長、書記は運営委員会において選出し、総会で報告する。

第6章 会議

第10条 本会は次の会議を設ける。
1. 育成会総会 2. 役員会 3. 運営委員会 4. 種目別育成会

第11条 総会は本会の役員をもって構成し、年1回以上開催し、次のことを行う。
1. 役員承認
2. 規約その他の承認

第12条 運営委員会は、学校・各部（種目別育成会）の連絡・調整を行う。
1. この会の委員は種目別育成会長等とPTA代表及び学校代表者とする。
2. この会の役員は育成会の役員が兼務する。

第7章 付則

第13条 本会則は総会の席で改正できる。
この会則は、平成14年4月1日より実施する。
この会則は、令和6年5月11日より実施する。